

大逆事件判決文

大逆事件

著述業 幸徳伝次郎(明治四年九月廿三日生)
 (無職) 菅野 すが(明治十四年六月六日生)
 農 森近 運平(明治十四年一月廿日生)
 宮下 太吉(明治八年九月三十日生)
 新村 忠雄(明治廿年四月廿六日生)
 草花栽培業 古川 力作(明治十七年六月十四日生)
 無職 奥宮 健之(安政四年十一月十二日生)
 坂本 清馬(明治十八年七月四日生)
 大石誠之助(慶応三年十一月四日生)
 成石平四郎(明治十五年八月十二日生)
 高木 顯明(元治元年五月廿一日生)
 峯尾 節堂(明治十八年四月一日生)
 崎久保誓一(明治十八年十月二日生)
 成石勘三郎(明治十三年二月五日生)
 松尾卯一太(明治十二年一月廿七日生)
 新美卯一郎(明治十二年一月十二日生)
 佐々木道元(明治廿二年二月十日生)
 飛松与次郎(明治廿二年二月廿六日生)
 内山 愚童(明治七年五月生)
 武田 九平(明治八年二月二十日生)
 岡本穎一郎(明治十三年九月十二日生)
 三浦安太郎(明治廿一年二月十日生)

神戸湊川病院事務 岡林 寅松(明治九年一月卅一日生)
 員 養鶏業 丑次事 小松 丑治(明治九年四月十五日生)
 機械職工 新田 融(明治十三年三月十二日生)
 農 新村善兵衛(明治十四年三月十六日生)

主文

右幸徳伝次郎外二十五名に対する刑法第七十三條の罪に該當する被告事件審理を遂げ判決すること左の如し
 被告幸徳伝次郎、菅野すが、森近運平、宮下太吉、新村忠雄、古河力作、坂本清馬、奥宮健之、大石誠之助、成石平四郎、高木顯明、峯尾節堂、崎久保誓一、成石勘三郎、松尾卯一太、新美卯一郎、佐々木道元、飛松与次郎、内山愚童、武田九平、岡本穎一郎、三浦安太郎、岡林寅松、小松丑治を各死刑に処し被告新田融を有期懲役十一年に処し被告新村善兵衛を有期懲役八年に処す
 差押物件中鉄葉製小鐘二個同切包一個同紙包二個鉄製小鐘一個鶏冠石紙包一個同鐘入一個調合剤二十三匁塩酸加里九十二匁は之を没収す
 公訴に関する訴訟費用の全部は被告人共之を連帯負担すべし
 没収に係らざる差押物件は各差出人に還付す
 理由 被告幸徳伝次郎は夙に社会主義を研究して明治三十八年北

米合衆国に遊び深く其地の同主義者と交り遂に無政府共産主義を奉ずるに至る其帰朝するや専ら力を同主義の伝播に致し頗る同主義者の間に重ぜられて隠然其首領たる觀あり被告菅野すがは数年前より社会主義を奉じ一転して無政府共産主義に歸するや漸く革命思想を懐き明治四十一年世に所謂錦輝館赤旗事件に坐して入獄し無罪の判決を受けたりと雖も忿恚の情禁じ難く心窃に報復を期し一夜其心事を伝次郎に告げ伝次郎は協力事を挙げんことを約し且夫妻の契を結ぶに至る其他の被告人も亦概ね無政府共産主義を其信条と為す者若くは之を信条と為すに至らざるも其臭味を帯ぶる者にして其中伝次郎を崇拜し若くは之と親交を結ぶ者多きに居る
 明治四十一年六月廿二日錦輝館赤旗事件と稱する官吏抗拒及び治安警察法違反被告事件発生し数人の同主義者獄に投ぜられ遂に有罪の判決を受けるや之を見聞したる同主義者往々警察官吏の処置と裁判とに平ならず此を以て政府が同主義者を迫害する意に出でたるものと為して大に之を憤慨し其報復を図るべきことを口にする者あり爾來同主義者反抗の念愈盛にして秘密出版の手段に依る過激の文書相尋て世に出て当局の警戒注視益厳密を加ふるの已むを得ざるに至る是に於て被告人共の中深く無政府共産主義に心酔する者国家の権力を破壊せんと欲せば先づ元首を除くに若く無しと為し国体の尊嚴宇内に冠絶し列聖の恩徳四海に光被する帝国の臣民たる大義を滅却して畏多くも神聖侵すべからざる聖体に対し前古未曾

有の兇逆を逞うせんと欲し中道にして兇謀発覚したる願末は即ち左の如し
 第一

明治四十一年六月二十二日錦輝館赤旗事件の獄起るや被告幸徳伝次郎は時に帰省して高知県幡豆郡中村町に在り当局の処置を憤慨して其後函を為さんと欲し其訳する所の無政府共産主義者ベートル、クロボトキン原著麵包の略取と題する稿本を携へ七月上旬の途に就き被告大石誠之助を迂路和歌山県東牟婁郡新宮町に訪ひ誠之助及び被告成石平四郎、高木顯明、峯尾節堂、崎久保誓一と会見して政府の迫害甚しきに由り反抗の必要なることを説き越へて八月新宮を去りて被告内山愚童を箱根林泉寺に訪ひ赤旗事件報復の必要なることを談じ帰京の後東京府豊多摩郡淀橋町柏木に卜居し尋て同府北豊島郡巢鴨町に転住して同主義者に対し常に暴力の反抗必要なる旨を唱道せり
 同年九月被告森近運平、坂本清馬上京して伝次郎の宅に客居す初運平は無政府共産主義を奉じ大阪に在りて大阪平民新聞或は日本平民新聞と稱したる社会主義の新聞紙を發刊し又定時茶話会を開き無政府共産説を鼓吹す偶々被告宮下太吉心を同主義に傾けたるも皇室前途の解決に付て惑ふ所あり明治四十年十二月十三日運平を大阪平民社に訪うて之を質す運平即ち帝国紀元の史実信するに足らざることを説き自ら太吉をして不臣の念を懐くに至らしむ其後太吉は内山愚童出版の

入獄記念無政府共産と題する暴慢危激の小冊子を携へ東海道大府駅に到り行幸の鹵簿を拝観する群集に頒与し且之に對して過激の無政府共産説を宣伝するや衆皆傾聴するの風あれども言一たび皇室の尊嚴を冒すや復耳を仮す者なきを見て心に以て爲く帝國の革命を行んと欲すれば先づ大逆を犯し以て人民忠愛の信念を殺ぐに若かずと是に於て太吉は爆裂彈を造り大逆罪を犯さんことを決意し明治四十一年十一月十三日其旨を記し且一朝東京に事あらば直に起て之に應ずべき旨を記したる書面を運平に送り運平は之を伝次郎に示し且太吉の意思強固なることを推奨したるに伝次郎は之を聴て喜色あり是時に當り被告大石誠之助上京して被告伝次郎及び被告菅野すがを診察し伝次郎の余命永く保つべからざることを知る伝次郎之を聞て心大に決する所あり十一月十九日誠之助の伝次郎を訪ふや伝次郎は運平誠之助に對し赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士數十人を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し諸官衙を焼燬し当路の頭官を殺し且つ宮城に迫りて大逆罪を犯す意あることを説き予め決死の士を募らんことを託し運平誠之助は之に同意したり同月中被告松尾卯一太も亦事を以て出京し一日伝次郎を訪問して伝次郎より前記の計画あることを聴て均しく之に同意したり

是に於て被告伝次郎は更に其頼末を被告新村忠雄及び清馬に告げ特に清馬に對しては各地に遊説して決死の士を募るべきことを勧告したり忠雄は伝次郎より無政府共産主義の説を

聴て之を奉じ深く伝次郎を崇信す曾て群馬県高崎市に於て東北評論と稱する社会主義の新聞を發行し其印刷人となりて主義の鼓吹に努め信念最熱烈なり又清馬は明治四十年春頃より無政府共産説を信じて伝次郎方に入し其後熊本評論社に入り同社發行の熊本評論に過激の論説を掲載して主義の傳播に力め赤旗事件發生の後上京して伝次郎方に寄食し前示伝次郎の勸説に接するや其逆謀に同意し奮て決死の士を募らんことを快諾したり然れども其後事を以て伝次郎と隙を生じ遂に伝次郎方を去りて宮崎県に往き或は熊本県に入りて松尾卯一太方に寄食し卯一太及被告飛松与次郎等に對して暴慢危激の言を弄し更に各地に放浪したる後明治四十三年三月に至り佐藤庄太郎を東京市下谷区万年町二丁目の寓居に訪ふて爆裂彈の製法を問へり

同年十二月被告伝次郎は麵包の略取を出版す又被告すがは近日当局の同主義者に對する圧抑益甚しと為して之を憤激し爆裂彈を以て大逆罪を犯し革命の端を發せんと欲する意思を懷き一夜伝次郎を巢鴨町に訪うて之を圖る伝次郎は喜んで之に同意し協力事を挙げんことを約し且告ぐるに宮下太吉が爆裂彈を造りて大逆を行はんとする計画あること及び事起るときは紀州と熊本とに決死の士出づべきことを以てせり

明治四十二年一月十四日被告愚童は上京して伝次郎を訪ふや伝次郎は欧字新聞に載せたる爆裂彈圖を愚童に貸し清馬と共に之を觀覽せしむ翌日愚童は転じて東京府豊多摩郡淀橋町

柏木に往きすがを訪ふすがは之に對して若し爆裂彈あらば直に起て一身を犠牲に供し革命運動に従事すべき旨を告げ愚童の賛否を試む

同年二月十三日被告太吉は上京して被告伝次郎を訪ひ予定の逆謀を告ぐ當時伝次郎は未だ深く太吉を識らざりしを以て故らに不得要領の答を為し其去るに及んで之をすが及び忠雄に語り太吉の決意を賞揚すがは聴て大に之を喜び忠雄は感奮して心に自ら其挙に加らんことを誓ふ又太吉は当時運平が伝次郎方を去りて巢鴨町に寓居したるを訪ひ逆謀を告ぐ運平は家に係累者ありて実行に加ふること能はざるを慨し且被告古河力作が曾て桂總理大臣を刺さんと欲し単身匕首を懐にして其官邸を覗ひたる事実を語り其軀幹矮小なれども胆力は以て事を共にするに足るべしと賞揚して暗に推薦の意を諷したり越へて五月中被告太吉は愛知県知多郡亀崎町に在りて松原徳重なる者より爆裂藥は塩酸加里十匁鶏冠石五匁の割合を以て配合すべき旨を聞きたるに因り爆裂藥の製法を知り得たるを以て主義の爲めに斃るべき旨を伝次郎に通信す時に被告すがは伝次郎と同棲し其旨を承けて太吉に成功を喜ぶ旨返信し且附記するに自己も同一の決心あることを以てしたり

同年六月被告太吉は亀崎町より長野県東筑摩郡中川手村明科所在長野大林区署明科製材所に転勤の途次東京に出づ是より先伝次郎は再び居を東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町に移す六日七日の兩日太吉は伝次郎を訪ひ伝次郎及びすがに對して逆謀

の徑路を詳説し伝次郎すがの兩人は忠雄及び力作は各勇敢の人物なることを説き之を太吉に推薦したり

其後被告太吉は明科製材所に在りて同僚の職工等に對し無政府共産説を鼓吹し同年七月事を以て甲府市に往き同市柳町三丁目百瀬康吉方より爆裂藥の原料として塩酸加里二磅を買入れ尋て愛知県碧海郡高浜町吉浜内藤与一郎に依頼して鶏冠石二斤を購求し又書を新宮町大石誠之助方に寄寓したる忠雄に寄せて其逆謀に同意せんことを求め且塩酸加里の送付を乞ふ越へて八月一日更に書を發して之を促し遂に其月十日忠雄より送致したる塩酸加里一磅を受領したり是より先忠雄は四月以来誠之助方に往き薬局の事務を補助し常に被告峯尾節堂高木頭明等に對して國民尊王の信念は迷信耳之を打破せんと欲せば大逆を行ふに若かずとの激語を放ち殊に被告成石平四郎とは意氣相投合し誠之助等が急に事を挙ぐる意なきことを疑ひ二人挺身して大逆罪実行の衝に當らんことを約せり偶太吉の書を得るに及び情を誠之助に告げ其承諾を得て同町畑林藥店より前示の藥品を買入れ以て之を發送したり被告伝次郎は前に太吉の逆謀を聴て之に同意を表したりと雖も太吉の企圖は大逆罪を以て唯一の目的と為し他に商量する所なく伝次郎が運平誠之助卯一太と協議したる計画とは大小疾徐の差なきに非ざるを以て願望の念なきに非ざりしが近日政府の迫害益甚しと為して之を憤慨し先太吉の計画を遂行せしめんと欲する決意を為すに至れり是に於て同年九月上旬忠雄が被告すが

より壮快の事あり帰京すべしとの通信を得帰京して伝次郎方に寓居するに及び伝次郎が忠雄の三人伝次郎宅に於て相議して明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用て大逆罪を遂行せんことを定め忠雄は其議を賛らして被告太吉を長野県東筑摩郡東川手村字潮に訪ふて之を告ぐ兩人会談の際太吉は忠雄に囑するに爆裂薬の製造に実験ある人士の説を徴すべきことを以てし又鶏冠石の磨砕に用うべき薬研は忠雄が他より借入れて其用に供すべきことを約し忠雄は帰京の後太吉の希望を伝次郎に伝へ伝次郎は之を領す被告奥宮健之は無政府共産主義者には非ざれ共平生好んで同主義の書を読み頗る其趣味を解し且伝次郎と旧交あり九月下旬伝次郎を訪ふ座談の際伝次郎は健之に対し今若し日本に於て大逆を行ふ者あらば其結果如何と問ふや健之は我國に於て此の如き事を為す者あらば人心を失ひ忽ち失敗せん耳と答へ伝次郎は之を聴て遲疑の状あり越へて十月健之の再来訪したるに接し伝次郎は問ふに爆裂弾の製法を以てす健之は已に伝次郎の逆謀を推知したるに拘らず自ら其製法を知らざれども知人に質して通知すべき旨を答へ乃ち之を西内正基に質し且其會聞せし所を参酌して塩酸加里六分金硫黄四分の割合を以て調製し鋼鉄片を加へ金属製円筒形の小鐘に装填し外部を鍍金にて捲くべき旨を十数日の後伝次郎に通知し伝次郎は更に其自ら知る所の他の方法と参酌して之を忠雄に授け忠雄は之を太吉に通告したり十月月上旬被告伝次郎は被告古河力作を其宅に招致し忠雄と共に大逆罪

決行の意思を告ぐ力作は明治四十年春より社会主義に入り伝次郎の説を聴て無政府共産主義を奉ずるに至り曾て雜誌自由思想の印刷人となりたること有り軀幹矮小なりと雖も胆力ある者として儕輩に推重せらるる此に至りて伝次郎等の逆謀を聴き直に之に同意したり

是より先被告忠雄は太吉と相別れ長野県を去るに臨み同県植科郡植生村西村八重治に薬研借入を乞ひたれども會々他に貸与しありて其望を達すること能はざりしを以て其兄新村善兵衛に託す善兵衛は八重治に依頼して之を借入れ太吉に送付す太吉は十月十二日之を受領し其寓居に置くことを憚りて之を新田融に預け同月二十日に至り明科百七十六番地融の寓所に於て其薬研を以て前日買入れたる鶏冠石を磨砕し又同月末太吉は東川手村潮の白田鍋吉に依頼して金属製の小鐘五個を製造せしめたり

此の如くして爆裂弾の装薬容器既に成る是に於て被告太吉は前に忠雄の通告したる製造法に依り即ち塩酸加里六分鶏冠石四分の割合に小豆大の礫約二十顆を混じて一鐘に装填し同年十一月三日明科附近の山中に到り誠之を投擲したるに爆発の効力甚だ大なり乃ち太吉は其旨を忠雄に通報し忠雄は之を伝次郎及すがに伝告し伝次郎は更に之を健之に報告したり

同月中被告太吉は自ら鉄小鐘一個を造り又同年十二月被告融に依頼して鉄葉小鐘二個を造らしめ其中鉄製鐘及び鉄葉製鐘一個と前掲塩酸加里及び鶏冠石とを携帯して伝次郎等と面

議せんがために三十一日上京したり

明治四十三年一月一日被告伝次郎が太吉忠雄の四人伝次郎宅に会合して太吉の携へし所の小鐘及薬品の批評を為し且交互其小鐘を擲ちて実用に適するや否を試み翌日力作は伝次郎を訪問して伝次郎が忠雄より前日の状況を聴き尋て同月二十三日力作が伝次郎宅に往きたる際すが忠雄力作の三人は伝次郎の寢臥したる隣室に於て秋季逆謀の実行に關する協議を為し忠雄は再び長野県の郷里に帰省し太吉と来往相謀る所ありたり

同年三月被告伝次郎は近日老母より帰郷を促す信書を得且其躬親ら逆謀実行の任に當るを不利とする念生じ偶小泉某歴史編纂の事業を担任せんことを懇通する所ありしを以て一時静養の間其編纂に従事せんと欲し被告すがと相携へて相州湯河原に赴き暫く山水の間に起臥したり

同年四月被告すがは湯河原より遙に書を長野県に在る忠雄に寄せて爆裂弾の再試験を勧告す是に於て忠雄は太吉と相会して地勢を視察したれども適當の地を見せず且前回試発の際に於る爆声頗る世人の嫌疑を招きたる形跡あるを以て時機を待て之を行ふことゝ為し遂に中止したり五月一日被告すがは帰京して千駄ヶ谷増田謹三郎方に寓す十七日忠雄も亦帰京し其夜すが、忠雄、力作の三人すがの寓所に相会して大逆罪実行の部署を議し一旦抽籤してすが力作の兩人先発者となり忠雄、太吉の兩人は後発者と定まりしが忠雄は之を遺憾とな

し翌日力作に対して之を變更せんことを求め遂に機を見て再び部署を議定すべきことを相約せり是より先四月中被告太吉は再び融に囑して前日製作せしめたる小鐘と同一の鉄葉鐘二十四個を造らしむ然れども太吉等の挙動漸く警察官の注意する状あるを察し被告太吉は五月八日頃万一の事あらば古河力作に転送を乞ふ旨記したる書面を添へ所蔵の爆裂弾と前掲の小鐘とを同僚の職工清水太市郎方に寄託したれども猶安んぜざる所ありて同月二十一日更に之を明科製材所の鍛冶工場及び汽機室内に隠匿し幾ならずして事竟に発覚したり

第二

被告大石誠之助は久しく社会主義を研究して後無政府共産主義を奉じ明治三十九年上京して幸徳伝次郎と相識り爾來交情頗る濃なり被告成石平四郎は明治三十九年頃より誠之助の説を聴き其所蔵の社会主義に關する新聞雜誌其他の書籍を借覽し又多少自ら購読して遂に無政府共産主義に入り被告高木顯明は明治三十九年頃より社会主義に關する新聞雜誌等を読み誠之助宅に入して社会主義者と交り漸く之に感染し被告峯尾節堂は明治四十年頃より社会主義の書を読み誠之助と交りて無政府共産主義に入り被告崎久保誓一は明治四十年四月以来誠之助より社会主義に關する新聞雜誌等を借覽し後無政府共産主義に帰し被告成石勘三郎は弟平四郎の所蔵する社会主義に關する文書を読み無政府共産主義の趨向あり就中平四郎顯明節堂誓一の四人は平生誠之助に親炙して其持論を

聴き頗る之を崇信す明治四十一年七月伝次郎が新宮町に來訪するや誠之助は之を延て数日自宅に滞留せしめ其間平四郎顯明節堂誓一を招集して共に伝次郎より当局の圧迫に対する反抗の必要あることを聴き又誠之助は其反抗の手段に付て特に伝次郎と議する所あり数月を越へて被告誠之助は上京して伝次郎及び菅野すがの病を診察し伝次郎の余命数年を保つべからざるを知る是に於て十一月十九日東京府北豊島郡巢鴨町伝次郎宅に於て伝次郎が誠之助及び森近運平に対し赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士數十人を募りて富豪を劫掠し貧民を賑恤し諸官衙を焼き当路の頭官を殺し進て宮城に迫り大逆を犯すべき決意あることを告ぐるや誠之助は賛助の意を表し帰国して決死の士を募るべきことを約す同月末帰京の途次京都を経て大阪に出て武田九平、岡本頼一郎、三浦安太郎等に會見して伝次郎の病況を告げ且逆謀の企図を伝へて其同意を得帰京の後翌明治四十二年一月に至り平四郎、顯明、節堂、誓一を自宅即ち和歌山県東牟婁郡新宮町の居宅に招集して伝次郎と相図りたる逆謀を告げ之に同意せんことを求む平四郎等四人は当時既に皇室の存在は無政府共産主義と相容れざるものと信じ奮て誠之助の議に同意し一朝其挙あるときは各決死の士となりて参加すべき旨を答へたり

被告勘三郎は薬種商にして嘗て烟火を製造したること有るを以て平四郎は前示逆謀に使用すべき爆裂彈製造の研究を依頼し勘三郎は其情を知りて之を諾し同年四月以來和歌山県東

牟婁郡請川村大字耳打の自宅に於て其研究に従事し先所蔵の鶏冠石塩酸加里を調査して紙に包み熊野川原に於て爆発の効力を試みたれども成功せざりしを以て七月十八日新宮町に往き當時誠之助方に客食したる平四郎と共に之を誠之助に告げ再試験を為さんが為め原料の付与を乞ふ是に於て誠之助は外国にては蜜柑皮に爆裂薬を装填する例あるを以て鶏卵殻を用うるも可ならん又ワセリン油を混和して試みよとの注意を為して塩酸加里三十匁許及び鶏冠石七匁五分許を給付す勘三郎は之を收受し尋で平四郎の爲めに謝意を表せんが為め一日平四郎と共に誠之助を同町養老館に招請す忠雄も亦來りて之に加はり四人會飲して大逆罪の計画あり勘三郎は之を聴て傍より行るべし行るべしと放言す其後帰郷に臨み同町畑林薬店に於て硫酸及びワセリン油各壹磅を買入れ又某小間物店にて護謨毬三四個を購入し帰宅の後其四種の薬品を混和し護謨毬に填充し再び熊野川原にて試験したれども成功するに至らず其後塩酸加里等の残品は烟火の材料として他人に贈与したり

是より先同年四月新村忠雄が誠之助方に到りて寄寓するや誠之助は忠雄の言に依りて宮下太吉が爆裂彈を造りて大逆を犯さんとする計画あることを知り越へて八月忠雄が大吉の依頼に因り爆裂薬の原料塩酸加里壹磅を送付するに当り誠之助は其名を以て畑林薬店より之を買入るゝことを承諾し其後忠雄は帰京して東京及び明科に於ける伝次郎すが太吉忠雄等の

動靜は常に誠之助に通信したりき

忠雄の誠之助方に寄食したるは四月より八月二十日に至る其間平四郎、顯明、節堂は忠雄と交りて不敬危激の言を以て逆意を煽動せられ就中平四郎は忠雄と意氣相許し且當時事情ありて厭世の念を生じ忠雄と相約して他の同志者の去就を顧みず挺身して大逆罪を遂行せんことを図りたり然れども平四郎は幾ならず帰省して疾に罹り忠雄は急に帰京したるを以て事遂に止みたり

第三

被告松尾卯一太は明治三十七八年頃より社会主義を研究し同四十一年夏以來無政府共産主義に入り幸徳伝次郎と文書を往復し被告新美卯一郎は初め土地復権主義を懐抱したれども卯一太と相交り久うして益親厚となるのみならず明治四十一年六月書を幸徳伝次郎に寄せて其説を叩き遂に無政府共産主義に帰向するに至る明治四十年六月熊本市に於て卯一太卯一郎は協力して熊本評論と題する新聞紙を發刊して過激の説を掲載し無政府共産主義を鼓吹する所あり明治四十一年赤旗事件起るや卯一郎は事を以て上京し幸徳伝次郎其他の同志義者を訪問し一日赤旗事件の公判を傍聴して連累者の言動を壮快なりと為し帰国の後幾ならずして熊本評論は發行禁止の命を受けるに至る是に於て卯一太卯一郎は甚だ之を憤慨し是れ政府が無政府共産主義を圧迫するものなれば主義を實行せんと欲せば暴力に頼りて国家の権力關係を破壊するを要す大逆も敢

て辞すべきに非ずとの念を生じ卯一太は屢々其意を卯一郎に洩せり其年十一月卯一太も亦上京して伝次郎を東京府北豊島郡巢鴨町に訪問し伝次郎より赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士數十人を募り富豪の財を奪ひ貧民を賑し諸官衙を焼燬し当路の頭官を殺し進て宮城に迫り大逆罪を犯さんとするの意思あることを聴き之に同意して決死の士を養成すべきことを約し帰京の後同年十二月熊本市堀端町の自宅に於て卯一郎に其計画を告げ卯一郎は之に同意したり

被告佐々木道元は明治四十一年五月頃より卯一郎等の勧誘に因りて社会主義を研究し卯一太及び坂本清馬等の鼓吹に遭ひ無政府共産主義を奉ずるに至り明治四十二年一月卯一郎が熱烈なる志士養成の必要あるを以て協力事に従ふべしと激励するや道元は頗る感奮する所あり被告飛松与次郎は明治四十二年三月卯一郎の勧誘に因り卯一太が卯一郎の補助を得て新に經營したる平民評論の編輯兼發行人となり卯一太卯一郎の説を聴て無政府共産主義の傾向を有するに至る此卯一太は前記自宅に於て道元及与次郎に対し今や政府の迫害甚しく言論の時代に非ずして実行の時代なれば死を賭して革命の事に従ふを要す君等は評論社の読者名簿に依り読者を歴訪して決死の士を募れと激励し道元与次郎は卯一太等が大逆の意思あることを知り各之に同意し卯一郎も亦与次郎に対し名声を博せんと欲すれば革命運動に従事すべしと之を鼓舞したり

第四

被告内山愚童は明治三十七年頃より社会主義を研究し漸次無政府共産主義に入り同四十二年六月赤旗事件の獄起り同主義者の処刑せられたるを見て大に之を憤慨し無政府共産主義と題する小冊子を著作し赤旗事件の入獄記念として同年十月十一月の交秘密に之を出版して各地の同主義者に頒送せり其小冊子は暴慢危激の文詞を以て之を擧め貴族、金持云々の俚語を改竄して天子、金持云々として之を巻中に収めたるが如き不臣の心情掩ふべからざる者あり

是れより先き八月十二日幸徳伝次郎は上京の途次被告愚童を箱根林泉寺に訪ひ赤旗事件の報復必要なることを説き愚童は九月以後屢々上京して伝次郎を訪ひ一夜伝次郎に対して麵麴の略取に記するが如き境遇を実現すべき方法を問ひ総同盟罷工或は交通機関の破壊其他の方法に依り権力階級を攻撃するに在りとの説明を得明治四十二年一月十四日伝次郎を東京府北豊島郡巢鴨町に訪ふや坂本清馬と共に欧字新聞に載せたる爆裂弾図を借覽し清馬は此の如き爆裂弾を造りて当路の頭官を暗殺するの要ありと言ひ愚童は不敬の語を以て皇太子殿下を指斥し寧弒逆を行ふべき旨を放言し又翌十五日管野すがを東京府豊多摩郡淀橋町柏木の寓居に訪ひすがは若し爆裂弾あらば身命を抛て革命運動に従事すべき意思あることを告げ同意を求むる状あるを見愚童は予已に「ダイナマイト」所持せり革命運動の実用に適せざるべきも爆裂弾研究の用に資

するに足るべしと答へ且革命の行はざるべからざる旨を附言せり

初め愚童は秘密出版の方法に依り無政府主義の文書を発行し以て人心を辜舞作興するを急務なりと為して専ら計画したる所ありたりと雖も屢々上京して伝次郎すが等の言動を見聞し謀逆の意漸く決す是に於てすがを訪ひたる翌日即ち一月十六日同主義者田中佐市を横浜市根岸町に訪ひ佐市及び金子新太郎、吉田只次等に対し東京の同志者は政府の迫害を憤慨し且幸徳伝次郎の病勢余命幾もなき状に在るを以て近き将来に於て暴力革命を起さんと決心せり其際大逆を行んよりは寧皇儲を弒するの易くして効果の大なるに若かず決死の士五十人もあらば事を為すに足らん伝次郎及び大石誠之助は已に爆裂弾の研究に着手せり此地の同志者は一朝東京に事起らば直ちに之に応ぜざるべからざる地位に在り卿等其準備ありやと説き其賛同を求めたれども佐市等の同意を得る能はずして去る

其後四月被告愚童は事を以て越前永平寺に往かんと欲し途次十六日石巻良夫を名古屋市東区東白壁町に訪ひ東京の同志者は政府の迫害に苦み幸徳管野等は暴力革命を起す計画を為し紀州の大石も亦之に与り大阪方面に三四の同志者ありて大石と連絡成れり暴力革命には爆裂弾の必要あり幸徳の宅には外国より爆裂弾の図来り居り横浜の曙会や紀州の大石等は爆裂弾の研究を為し居り幸徳管野は爆裂弾あらば何時にても実

大逆事件

行すべしと言ひ居れり一朝革命を起せば至尊を弒せんよりは先皇儲を害するを可とす此同志者の決意如何と説き以て其同志者を促したれども亦志を得る能はず去りて永平寺に赴き用務を了し帰途更に大阪に出で五月二十一日武田九平を大阪市南区谷町六丁目を訪ひ九平及び三浦安太郎に会見し前掲横浜及び名古屋に於て為したる勸説の趣旨と同一のことを説き九平及び安太郎の同意を得其翌二十二日神戸市夢野村海民病院に行き岡林寅松小松丑治に対して亦同一趣旨の勸説を試みて其同意を得且爆裂弾の製造方法に付て寅松丑治の意見を徴したり

第五

被告武田九平は社会主義の研究に従事し明治四十一年六月の交に至り無政府共産主義に帰し被告岡本頼一郎は明治四十年六月より森近運平と相交りて無政府共産主義に入り被告三浦安太郎は明治四十年夏以来無政府共産主義を奉ず而して九平は運平と協同して明治四十年七月より大阪平民新聞及び日本平民新聞を発刊し其後自宅に平民倶楽部を設け同志者を糾合して主義の発展に尽力せり

明治四十年十一月三日幸徳伝次郎が帰省の途次大阪を過るや森近運平主催者となりて其歓迎会を開き被告九平頼一郎安太郎皆臨席して伝次郎より科学労働反抗の三者に頼りて智識財力自由を得べき説を聴て最も反抗心養成の必要なることを感じ頼一郎は明治四十一年九月中平民倶楽部の茶話会に於て

皇帝少しも尊敬すべき理なし云々と不敬の言を弄し同年十一月内山愚童の送付したる入獄記念無政府共産と題する小冊子数十部平民倶楽部に到達するや九平は其中数部を頼一郎安太郎等に頒与し安太郎は一読の後之を田中恭に転送したり同月下旬大石誠之助が東京に於て幸徳伝次郎の逆謀に同意し決死の士を募るべきことを約し帰郷の途大阪に出で同市西区新町三丁目村上旅館に投宿するや被告九平頼一郎安太郎等は誠之助の爲めに十二月一日九平宅に於て茶話会を開くべきことを約し其日九平頼一郎は先誠之助を其旅館に訪ひ相携へて新門亭に到り晚餐を共にし後還りて九平宅に往きたれども警察官吏の臨監すべき状あるを察し且家屋の狭隘にして談話の外に泄れんことを憚り急に茶話会を村上旅館に移すことゝ為して皆同所に会す被告安太郎も亦遅れて其会に列し誠之助より伝次郎の病状と其逆謀とを説示せられ且決死の士五十人を募る企画あることを聴き九平頼一郎安太郎は皆均しく之に同意したり

越へて明治四十二年五月二十一日内山愚童往て被告九平を大阪市南区谷町六丁目を訪ふ時に九平は愚童の来阪したる報を得往て之を訪はんが爲め已に出で、家に在らず是に於て被告安太郎報を得て愚童を迎接し愚童より幸徳伝次郎管野すが等が病に罹り余命幾なきを以て爆裂弾あらば何時にても革命運動を為す意あり伝次郎宅には外国より爆裂弾の図到来し横浜の曙会紀州の大石等は爆裂弾の研究を為し居り一ヶ所に五

六十人の決死隊あれば事を挙ぐるに足るとの説を聴き且愚童が皇儲弑害の策を告ぐるや安太郎は已に主義の爲め死を決して当地の同志者に其意を漏したる旨揚言して賛同の意を表し愚童と相伴うて天王寺辺に散歩し歸りて九平宅に到るや九平既に帰宅し愚童は之に対して安太郎に説きたると同一の計画を説示したるに九平も亦同意して爆裂弾の研究は必要なる旨を述べたり

第六

被告岡林寅松は明治卅七八年戦役の開始前幸徳伝次郎等が非戦論を唱へ万朝報新聞の同僚と議合はずして朝報社を去るや其説を是なりとして社会主義に入り後一転して無政府共産主義に帰す被告小松丑治は明治三十七年以来社会主義を研究し同四十年に至りて無政府共産主義に入る寅松丑治は交情極めて親密にして他の同主義者と協力して明治三十七年中其主義を鼓吹せんが爲め赤旗と称する雑誌を発刊せんと図りたるも故ありて中止し同年末裏面を赤色と爲し危激の文詞を排列したる私製葉書用紙を多数調製して之を知友の間に頒与し明治四十年十一月三日森近運平が大坂に於て幸徳伝次郎の爲めに歓迎会を開くや寅松丑治の兩人其案内を受けたれども二人同行するを得ざる事情ありて丑治一人其会に出席し伝次郎より反抗心養成の必要なる説を聴く明治四十一年十一月内山愚童が著作出版したる入獄記念無政府共産と題する小冊子三十冊許を送付するや寅松丑治は之を受受け寅松は其中数冊を中

村浅吉に頒与したり明治四十二年五月廿二日内山愚童は神戸市に往き被告寅松丑治を同市夢野村海民病院に訪ひ説くに東京は政府の迫害甚しく同主義者手足を出すこと能はず幸徳野等は病みて余命永く保ち難く爆裂弾あらば革命を起さんとする決心ありて一ヶ所に五六百人決死の士あらば革命を起すに足る此地は横浜の東京に於けるが如く大阪に事あらば直に之に応ずる要あり卿等は医業を爲す者なれば爆裂弾の研究を爲すべき責任ありとの旨を以てし且皇儲弑害の策を唱へ以て其賛助を促すや寅松は初難色ありしも愚童に説破せられ遂に丑治と共に之に同意し愚童が爆裂弾の製法を問ふに及び寅松は「リスリン」を加ふれば可なりと云ひ丑治は硫酸と「リスリン」を以て製すべしと答ふるに至りたり

第七

被告新田融は器械職工にして明治四十三年三月より長野県東筑摩郡中川手村更科所在長野大林区署更科製材所に勤務し居たる処同年六月宮下太吉も今同所に赴任して融の上席となり爾來太吉は同僚に對し無政府共産主義を鼓吹し往々危激の言を放ちて憚らず且融は太吉より入獄記念無政府共産と題する小冊子其他同主義に關する二三の書籍を与へられ同年十月太吉の依頼に應じ爆裂弾製造の用に供すべき薬研を預りて融が當時の寓所たりし明科百七十六番地の居宅に領置し同月二十日太吉に其一室を貸与し該薬研を以て鶏冠石を磨砕するに至らしめたるは融が初より爆裂弾製造の事実を知りたるもの

と認むることを得ざれども融は数日の後太吉より其前に磨砕したる薬品は爆裂弾の原料たることを告知したるに因り同年十二月に至り太吉が鉄葉製小鐘式個の製作を依頼したる際は其目的爆裂弾を装填して官衙富豪を焚掠する等暴挙の用に供せんと欲するに在ることを推知したるに拘はらず融は之を承諾し明科製材所に於て職務の余暇之を製造し越へて明治四十三年四月中再太吉の依頼を容れ同種の小鐘二十四個を同所に於て製造したり但融は太吉が大逆罪を犯さんとする意思あることを知り本文の行為を爲したるものと認定すべき証憑は十分ならず

第八

被告新村善兵衛は新村忠雄の兄にして明治三十七年以来社会主義に關する新聞書籍等を読み且忠雄の説を聴て無政府共産主義の趣味を解す明治四十二年九月忠雄が帰省して面談の際忠雄に暴力反抗の企画あることを察し其後長野県明科郡植生村西村八重治と薬研借入の約あるを以て之を請受け宮下太吉に送致すべき旨忠雄より依頼の通信あるや太吉が忠雄と同主義の人に於て薬研は暴挙の用に供すべき爆裂弾の製造に使用すべきものと推知したるに不拘善兵衛は同年十月月上旬比八重治より薬研を受取り之を太吉に送付し太吉は其薬研を以て大逆罪の用に供せんと欲したる鶏冠石を磨砕したり但善兵衛は忠雄太吉等が大逆罪を犯さんとする意思あることを知りて本文の行為を爲したるものと認定すべき証憑は十分ならず

法を按ずるに前掲被告伝次郎、すが、運平、太吉、忠雄、力作、清馬、健之、誠之助、平四郎、頭明、節堂、誓一、勘三郎、卯一太、卯一郎、道元、与次郎、頼一郎の行為は各刑法第七十三条の規定中天皇に對し危害を加へんとしたる者は死刑に処すとあるに該當し被告愚童、寅松、丑治の行為は各同条の規定中皇太子に對し危害を加へんとしたる者は死刑に処すとあるに該當し被告九平、安太郎の行為は各同条規定中天皇に對し危害を加へんとしたる罪と皇太子に對し危害を加へんとしたる罪との兩者に該當すれども同法第四十五条、第四十六条の規定に依り天皇に危害を加へんとしたる罪の刑に処すべく被告融の行為は刑法第三十八条第二項に罪本重かるべくして犯すとき知らざる者は其重きに從て処断するを得ずと規定しあるに依り前示刑法第七十三条の刑に処せずして爆裂物取締罰則第一条治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的を以て爆裂物を使用したる者云々の規定同第五条中第一条に記載したる犯罪者の爲め情を知りて其(爆裂物)使用に供す可き器具を製造したる者は重懲役に処すとの規定を適用し且刑法第十九条第二十条第二十条第二十一条第二項に照し九年以上十一年以下の範圍内に於ける有期懲役に処すべく又被告善兵衛の行為は前示刑法第三十八条第二項の規定あるに依り同法第七十三条の刑に処せずして爆裂物取締罰則第一条治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的云々の規定同第三条中第一条の目的を以て爆裂物を製造したる

大 逆 事 件

者は重懲役に処すとある規定刑法第六十二条正犯を幫助したる者は従犯とすとある規定同第六十三条従犯の刑は正犯の刑に照して減輕すとある規定を適用し且刑法施行法第二十一条旧刑法第九十九条同第六十七条刑法施行法第十九条第二十条旧刑法第二十二條第二項の規定に照し六年以上八年以下の範圍内に於ける有期懲役に処すべきものとす尚押収物件中押第一号の内(一乃至五即ち鉄葉製小鑷切包耆個、同紙包式個、鉄製小鑷耆個、鷄冠石紙包耆個、同鑷入耆個、調合劑式拾參匁、塩酸加里九十二匁及び同号の内一四四即ち鉄葉製小鑷式個は総て被告太吉の所有に屬するを以て刑法第十九條第一項第二号に依り没収すべく公訴に関する訴訟費用は刑法施行法第六十七条を適用し刑事訴訟法第二百一条の規定に従ひ又没収に係らざる差押物件は同法第二百二條の規定に従ひ裁判すべきものとす

検事松室致、検事法学博士平沼驥一郎、検事板倉松太郎、本件に干与す

明治四十四年一月十八日

大審院特別刑事部裁判長判事

| | |
|----|---------|
| 判事 | 鶴 丈 一 郎 |
| 判事 | 志 方 鍛 |
| 判事 | 鶴 見 守 義 |
| 判事 | 末 弘 敵 石 |
| 判事 | 大 倉 鈕 藏 |
| 判事 | 常 松 英 吉 |

| | |
|-------|---------|
| 判事 | 遠 藤 忠 次 |
| 裁判所書記 | 北 川 銓 総 |
| 裁判所書記 | 田 尻 惟 徳 |